

和歌山市で保育士として働きませんか？

和歌山市



潜在保育士就労支援補助金

のご案内

保育士資格を持ちながら、現在認可保育施設で勤務がない方が市内の私立認可保育施設で採用された場合に一時金を支給します。

和歌山市内の私立認可保育施設で採用された場合（支給要件①～④を満たす場合）

さらに、市外からの移住の場合（さらに支給要件⑤を満たす場合）

20万円

+ 10万円

支給要件

①保育士資格取得後、1年以上経過し、かつ、保育士として1年以上就業していないこと。

（ただし、市外からの移住者については離職期間を問わない。）

②1か月当たり平均120時間以上の勤務であること。

③就職先対象施設の直接雇用であること。

④2年以上同一施設（当該保育所等の設置者が設置する市内の他の保育所等を含む。）での勤務が見込まれること。

⑤市外から移住する場合は、市内の認可保育施設等に勤務を開始した日の前後1か月以内に住民票を異動していること。



お問い合わせ先

和歌山市 福祉局 こども未来部
保育こども園課
TEL:073-435-1064（直通）

ホームページも
ご覧ください

